

## 千葉県立保健医療大学健康危機対策委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学生、教職員の健康被害の程度、緊急度、事案の重大性等を勘案し、当該危機事案の対策を強化する必要があると認めるときに、学長が設置する千葉県立保健医療大学健康危機対策委員会(以下、「対策委員会」という。)に関する必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 対策委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 健康被害の防止及び被害の拡大防止に関すること
- (2) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (3) 情報の収集・伝達・提供に関すること
- (4) その他健康危機管理に関する重要事項に関すること

### (構成)

第3条 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員を持って構成する。

2 委員長は学長を、副委員長は副学長をもって充てることとする。

3 委員長は、対策委員会を総理する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故ある時は、その職務を代理する。

4 委員は、学長が指名した者をもって充てる。

### (対策委員会会議)

第4条 対策委員会会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて対策委員会に構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

### (専門部会)

第5条 専門的観点から知見の集積と対策を検討するため、対策委員会に専門部会を置くことができる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。